

昭和42年3月29日制定
（文部大臣認可）

| | |
|-------------|----|
| 昭和44年4月1日 | 改正 |
| 昭和46年4月1日 | 改正 |
| 昭和50年4月1日 | 改正 |
| 昭和52年4月1日 | 改正 |
| 昭和55年4月1日 | 改正 |
| 昭和56年4月1日 | 改正 |
| 昭和57年4月1日 | 改正 |
| 昭和58年4月1日 | 改正 |
| 昭和59年4月1日 | 改正 |
| 昭和60年4月1日 | 改正 |
| 昭和61年4月1日 | 改正 |
| 昭和62年4月1日 | 改正 |
| 昭和63年4月1日 | 改正 |
| 平成元年4月1日 | 改正 |
| 平成2年4月1日 | 改正 |
| 平成4年3月20日 | 改正 |
| 平成5年4月1日 | 改正 |
| 平成6年4月1日 | 改正 |
| 平成7年4月1日 | 改正 |
| 平成8年4月1日 | 改正 |
| 平成9年4月1日 | 改正 |
| 平成10年4月1日 | 改正 |
| 平成11年4月1日 | 改正 |
| 平成12年4月1日 | 改正 |
| 平成13年4月1日 | 改正 |
| 平成13年12月18日 | 改正 |
| 平成14年3月26日 | 改正 |
| 平成15年2月25日 | 改正 |
| 平成16年1月27日 | 改正 |
| 平成16年5月25日 | 改正 |
| 平成17年1月27日 | 改正 |
| 平成18年1月31日 | 改正 |
| 平成19年2月27日 | 改正 |
| 平成20年2月26日 | 改正 |
| 平成20年5月1日 | 改正 |
| 平成21年2月24日 | 改正 |
| 平成21年3月19日 | 改正 |
| 平成22年2月23日 | 改正 |
| 平成22年3月16日 | 改正 |
| 平成23年2月22日 | 改正 |
| 平成24年1月31日 | 改正 |
| 平成24年2月28日 | 改正 |
| 平成24年3月13日 | 改正 |
| 平成24年5月29日 | 改正 |

平成25年 2月26日 改正
 平成25年 3月19日 改正
 平成26年 2月 4日 改正
 平成26年 3月18日 改正
 平成27年 2月24日 改正
 平成27年 3月17日 改正
 平成27年 5月12日 改正
 平成28年 2月23日 改正
 平成28年 7月26日 改正
 平成28年10月25日 改正
 平成29年 2月21日 改正
 平成29年 3月21日 改正
 平成30年 3月20日 改正
 平成30年 7月24日 改正
 平成31年 3月 5日 改正
 令和 2年 2月25日 改正
 令和 3年 3月 2日 改正
 令和 3年12月21日 改正
 令和 4年 2月22日 改正
 令和 4年 5月31日 改正
 令和 5年 2月21日 改正
 令和 6年 3月12日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 成城大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、適切な項目を設け適当な態勢を整えて、点検及び評価を行う。

2 前項の規定による点検及び評価を実施するために必要な事項は、別に定める。

(研究科の組織及び人材育成の目的)

第3条 本大学院に、次の研究科及び専攻並びに課程を置く。

| | |
|--------------|------|
| 経済学研究科 | |
| 経済学専攻 | 博士課程 |
| 経営学専攻 | 博士課程 |
| 文学研究科 | |
| 国文学専攻 | 博士課程 |
| 英文学専攻 | 博士課程 |
| 日本常民文化専攻 | 博士課程 |
| 美学・美術史専攻 | 博士課程 |
| コミュニケーション学専攻 | 博士課程 |
| ヨーロッパ文化専攻 | 博士課程 |
| 法学研究科 | |
| 法律学専攻 | 博士課程 |
| 社会イノベーション研究科 | |
| 社会イノベーション専攻 | 博士課程 |

2 本大学院各研究科の人材育成の目的は次のとおりとする。

- (1) 経済学研究科の教育研究は、経済学・経営学の各専攻における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、各専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。
 - (2) 文学研究科の教育研究は、幅広い教養と柔軟な思考力をもって現代の諸課題を解決し、社会貢献に積極的な人の養成を旨すとともに、博士課程前期においては、各専攻における研究能力または高度な専門性を要する職業に必要な能力を養い、博士課程後期においては、各専攻において研究者として独自の学問領域を開拓推進しうる能力又は高度に専門的な職業に従事しうる能力を養うことを目的とする。
 - (3) 法学研究科の教育研究は、法学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学に必要な専門的知識・能力を具えた人材の育成を目的とするほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的な知識・能力を生かして企業実務に従事する人材や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とする。また博士課程後期においては、高度な法学の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を行う能力を有する人材の養成を目的とする。
 - (4) 社会イノベーション研究科の教育研究は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションの学問横断的な教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、高度職業人として活躍するための高度な専門的知識と幅広い教養を具えた人材を養成することを、また、博士課程後期においては、高度な研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- 3 本大学院各専攻の人材育成の目的は別表1のとおりとする。

(標準修業年限)

第4条 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年及び後期3年の課程に区分する。

- 2 博士課程前期2年の課程は、修士課程として取り扱う。
- 3 削除
- 4 博士課程前期の在学年限は、4年とする。
- 5 削除
- 6 博士課程後期の在学年限は、6年とする。
- 7 研究科が、その定めるところにより、職業を有している等の事情により、第1項の標準修業年限を超えて長期にわたる計画的な教育課程の履修の申出を受け、これが認められた者の標準修業年限は、許可された当該年限とする。

第5条 削除

(収容定員)

第6条 本大学院の収容定員は、別表1の2のとおりとする。

第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第7条 本大学院の教員は、研究科教授会が大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に規定する資格に該当すると認めた、成城大学（以下「本学」という。）専任教員をもって充てる。

- 2 学長は、必要と認めたときは、研究科教授会の議を経て本学専任教員以外の者を教員に充てることができる。

(学長)

第8条 学長は、成城大学学則（以下「大学学則」という。）第9条第2項各号に掲げる事項につき、大学学則第9条の3に定める評議会の議を経て決するものとする。

第8条の2 学長は、次の各号に掲げる事項につき、第12条に定める大学院協議会の議を経て決するものとする。

- (1) 成城大学学位規則第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位授与に関する事項
- (2) 博士の学位授与の取消しに関する事項

第9条 学長は、大学学則第9条第3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項につき、第13条に定める研究科教授会の議を経て決するものとする。

- (1) 専攻及び課程の新設改廃に関する事項
- (2) 規定の制定改廃に関する事項
- (3) 研究科長の選出に関する事項
- (4) 試験に関する事項
- (5) 学生の生活指導及び賞罰に関する事項
- (6) 予算に関する事項
- (7) 自己点検・評価に関する事項
- (8) その他学長が別に定める当該研究科の教育研究及びこれに伴う運営に関する重要な事項

2 学長は、前項に規定するものの他、学長のつかさどる教育研究に関する事項について、研究科教授会に意見を求めることができる。

(研究科長)

第10条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科に所属する専任教授の中から当該研究科教授会が選出する。
- 3 研究科長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。
- 4 研究科長は研究科教授会の議長となり、当該研究科の運営に当たる。
- 5 研究科長に関する規則は、本学則に定めるもののほか、別に定める。

(専攻主任)

第11条 研究科専攻に、専攻主任を置く。

- 2 専攻主任は、当該専攻に所属する専任教授の中から、研究科教授会で定める。
- 3 専攻主任の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。
- 4 専攻主任に関する規則は、本学則に定めるもののほか、別に定める。

(大学院協議会)

第12条 本大学院に、成城大学学位規則（以下「学位規則」という。）第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位授与及び学位規則第22条の規定による博士の学位授与の取消しに関する事項を協議するために大学院協議会を置く。

- 2 大学院協議会に関する規則は、別に定める。

(研究科教授会)

第13条 各研究科に、教育研究に関する事項を審議するために研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会に関する規則は、別に定める。

第3章 授業科目及び研究指導の履修方法等

(教育方法)

第14条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第14条の2 前条の授業及び研究指導は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業及び研究指導を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(授業科目及び研究指導並びに単位数等)

第15条 各研究科の授業科目及び研究指導、授業の方法並びに単位数は、別表2のとおりとする。

(指導教員の承認)

第16条 学生は、授業科目の選択及び学位論文の作成について、指導教員の承認を得なければならない。

(他大学院等における履修)

第17条 研究科において必要と認めるときは、当該研究科の基礎をなす学部、他の研究科又は他の大学院（外国の大学院を含む。）若しくはこれに相当する教育研究機関の授業科目を学生に履修させ、修得した単位を課程修了に必要な単位数に充当させることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 研究科において必要と認めるときは、研究科教授会の議を経て、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院に

における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院への再入学の場合も、前項の規定に準じる。

第4章 課程修了及び学位授与

(単位修得の認定)

第18条 授業科目及び研究指導の単位修得の認定は、試験その他の方法によって担当教員が行う。

2 筆記試験で不正行為を行った者は、当該学期に選択した授業科目及び研究指導について、単位修得の認定を受けることができない。

(成績の評価)

第19条 授業科目及び研究指導の成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

2 合格した科目については、単位を与える。

(博士課程前期の修了)

第20条 学生は、博士課程前期を修了するためには、標準修業年限以上在学し、その所属する研究科及び専攻又は履修上の区分に応じて別表2の2に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該博士課程前期の目的に応じて相当と認められるときには、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程後期の修了)

第21条 学生は、博士課程後期を修了するためには、標準修業年限以上在学し、その所属する研究科及び専攻に応じて別表2の3に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位の授与)

第22条 博士課程前期を修了した者に対しては修士の学位を授与し、博士課程後期を修了した者に対しては博士の学位を授与する。

2 学位の授与に関する必要な事項は、本学則の他、成城大学学位規則の定めるところによる。

(論文提出による博士の学位の授与)

第23条 本大学院の博士課程後期を経ない者が、学位論文を提出してその審査と試験に合格し、本大学院の博士課程後期を修了して学位を授与された者と同等以上の学力を有することを確認されたときは、成城大学学位規則の定めるところにより、その者に博士の学位を授与することができる。

2 本大学院の博士課程後期に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出したときは、前項の規定を準用する。

第5章 教職課程

(中学校又は高等学校教諭専修免許授与の所要資格の取得)

第24条 中学校又は高等学校教諭一種免許授与の所要資格を有する者が、当該免許教科に係る中学校又は高等学校教諭専修免許授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院研究科において取得できる中学校及び高等学校教諭専修免許状の種類及び教科は、別表3のとおりとする。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第25条 学年、学期及び休業日については、大学学則第5章の規定を準用する。

第7章 入学、休学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第25条の2 本大学院の入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(博士課程前期の入学資格)

第26条 本大学院の博士課程前期に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第102条第1項本文の規定により前号と同等以上の学力があると認められる者
（博士課程後期の入学資格）

第27条 本大学院の博士課程後期に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第3項に定める学位を有する者
- (2) 学校教育法第102条第1項ただし書の規定により前号と同等以上の学力があると認められる者

（入学者の選考と入学手続）

第28条 博士課程前期及び博士課程後期の入学者の出願及び選考並びに入学手続は、別に定める。

（休学及び退学）

第29条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、休学又は退学を願い出たときは、これを学長は許可することができる。

2 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学することができず、休学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学期間は、博士課程前期にあつては2年、博士課程後期にあつては3年を超えることができない。

4 休学期間は、第4条第4項又は第6項に規定する在学年限に算入しない。

5 休学中の者が復学を願い出たとき又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添えなければならない。

（除籍）

第30条 次の各号の一に該当する者は、その者が在籍する研究科の教授会の議を経て、学長が除籍することができる。なお、第3号により除籍された者は、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が復籍させることができるものとする。

(1) 第4条第4項又は第6項に規定する在学年限を超えた者

(2) 死亡した者又は行方不明の者

(3) 授業料その他の校納金を督促しても納入しない者

（再入学）

第30条の2 退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、審査の上、退学時又は除籍時に所属していた研究科・専攻に限り、所属を希望する研究科の教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

第8章 聴講生、科目等履修生、大学院研究生及び留学生

（聴講生及び科目等履修生）

第31条 本大学院の学生以外の者で研究科の開設する特定の授業科目の聴講を希望する者（以下この条において「聴講生」という。）があるときは、審査の上、学長は聴講を許可することができる。

2 本大学院の学生以外の者で研究科の開設する特定の授業科目を履修し単位を修得することを希望する者（以下この条において「科目等履修生」という。）があるときは、審査の上、学長は履修を許可することができる。

3 聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

（大学院研究生）

第31条の2 本大学院の学生以外の者で研究科において教員の指導の下に特定の事項に関する研究を行うことを希望する者（以下この条において「大学院研究生」という。）があるときは、審査の上、学長は研究を許可することができる。

2 大学院研究生について必要な事項は、別に定める。

（留学生）

第32条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって本邦に入国し、本大学院に留学することを希望する者があるときは、審査の上、外国人留学生として、学長はこれを許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学と外国の大学院との協定（大学間の協定において、大学院への受入れを認める場合を含む。）に基づき本大学院への受入れを希望する者があるときは、当該協定に基づき、受入交換留学生として、学長は受入れを許可するものとする。

第32条の2 本大学院の学生で外国における留学を希望する者については、別に定める。

第9章 学費等

（入学検定料）

第33条 本大学院への入学を志願する者には、別表4に定める入学検定料を納付させるものとする。

（入学金）

第34条 本大学院への入学を許可された者は、別表4に定める入学金を納付しなければならない。

（授業料等）

第35条 本大学院の学生は、別表4に定める授業料その他の校納金を納付しなければならない。

（学費等の徴収）

第36条 入学検定料及び入学金、授業料その他の校納金の徴収については、別に定める。

（退学者等の校納金の徴収）

第36条の2 退学をした者、除籍された者、退学を命じられた者及び停学中の者は、当該年度の授業料その他の校納金を納付しなければならない。

（休学者の校納金の徴収）

第36条の3 休学中の者は、当該年度の授業料及びその他の校納金を納付しなければならない。ただし、休学の期間が学期の全期間にわたる場合にはその学期について納付すべき授業料を免除することがある。

（再入学者の入学検定料、入学金及び校納金等の徴収）

第36条の4 再入学の場合の入学検定料は別表4のとおりとし、その他必要な手続は、別に定める。

- 2 再入学の場合の入学金、授業料及びその他の校納金は、別表4のとおりとし、再入学して配属される年次の学生に現に適用されている入学金、授業料及びその他の校納金に準ずる。なお、授業料及びその他の校納金の未納のために除籍されて再入学を許可された者は、所定の期日までに、除籍以前に滞納した授業料及びその他の校納金相当額を納入しなければならない。

第10章 奨学制度

（奨学制度）

第37条 本大学院の奨学制度については、別に定める。

第11章 賞罰

（賞罰）

第38条 学生の賞罰については、大学学則第13章の規定を準用する。

第12章 本学則の改正

第39条 本学則の改正は、研究科教授会及び大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、別表(4)は昭和56年2月1日から適用する。
- 2 昭和56年3月31日に在学する者にかかる授業料の額は、改定後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和56年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和57年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和58年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中別表(4)については昭和60年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和59年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度入学に係る者から適用する。
- 2 昭和60年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中別表(4)については昭和62年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和61年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中別表(4)については昭和63年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和62年度以前の入学者については、なお改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正中別表(4)については平成元年度入学に係る者から適用する。ただし、昭和63年度以前の入学者の校納金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成4年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 成城大学大学院運営組織規程(昭和57年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。
ただし、平成5年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。
ただし、平成6年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、平成7年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
ただし、平成8年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、この学則第17条の規定は平成8年度以前の入学者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則第17条の2の規定は、平成29年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第39条の改正規定については、平成28年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、令和4年5月31日から施行し、第20条第1項、第21条及び第23条第2項の改正規定については、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、この学則第36条の4の規定は、令和4年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係） 各専攻の人材育成の目的

| 研究科 | 専攻 | 人材育成の目的 |
|--------|-------|---|
| 経済学研究科 | 経済学専攻 | 経済学専攻の教育研究は、経済学における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また、博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、当該専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養 |

| | | |
|-------|--------------|---|
| | | し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。 |
| | 経営学専攻 | 経営学専攻の教育研究は、経営学における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また、博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、当該専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。 |
| 文学研究科 | 国文学専攻 | 国文学専攻では、古代から現代に至る国文学、国語学、漢文学に加えて、西欧およびアジアとの比較文学といった関連領域の授業も設け、あらゆる時代、ジャンルの文学の研究に対応できる態勢を整えている。これにより、基礎的かつ広範な学識を身につけた人材を養成し、高度な能力を有する研究者あるいは専門的知識を備えた教員などを育成する。 |
| | 英文学専攻 | 英文学専攻では、イギリス、アメリカ等の英語圏の言語・文学・文化の3つの領域を専攻する。主な研究内容は、現代英語の文法、英語教育学、イギリス文学、アメリカ文学、地域文化、現代文化、比較文化などである。博士課程前期では、中学・高校の英語教員をはじめ、様々な分野で活躍する、高い専門的知識と国際的な視野を備えた人を育て、博士課程後期では、専攻した分野の研究者を育成することを目的とする。 |
| | 日本常民文化専攻 | 日本常民文化専攻では、日本を中心に、日本内外の社会と文化に関して、日本史学・民俗学・文化人類学のいずれか一つを専門としつつも、それらを理論と実践の両面において有機的に結びつけながら超領域的に研究していく。大学教育に携わることができる研究教育者を育てるとともに、地域の文化行政に携わる公務員や博物館学芸員等、「文化の専門家」として、修得した知識や技法を活用して国や地方行政担当者と地域住民、研究者・専門家と一般の人々等との「文化メディエーター（文化の仲介者）」ないし「文化コーディネーター（文化の調整者）」となる人を育てる。 |
| | 美学・美術史専攻 | 美学・美術史専攻では、美学、芸術学、美術史学の諸分野を総合的かつ体系的に研究している。このような研究と芸術の鑑賞を通じて、鋭敏な感性と、歴史的コンテクストの中で本質をとらえる思考力を養い、それを基にした歴史認識によって、ますます多様化、複雑化する社会において、自律的な対応のできる人物を育てることを目的としている。 |
| | コミュニケーション学専攻 | コミュニケーション学専攻では、現代社会におけるマスコミュニケーション・対人コミュニケーションやマスメディアの働きを、社会心理学、社会学的な視点から理論的かつ実証的に研究する。主な研究方法は、実験、質問紙サーヴェイ調査、社会科学調査における質的方法などである。博士課程前期は専門的知識を生かした職業人を育てることを目的とし、博士課程後期は教育研究職で活躍する人や、専門的知識を有する高度の職業人を育てることを目的とする。 |
| | ヨーロッパ文化専攻 | ヨーロッパ文化専攻は、ドイツ、フランスを中心としたヨーロッパ諸国について西洋古典、哲学、言語学、文学、文化、芸術、 |

| | | |
|--------------|-------------|--|
| | | 歴史学などの多分野にわたる視点から研究を深め、博士課程前期では研究者や独語・仏語教員をはじめ教育・研究・翻訳・出版などに携わりうる人を育て、同後期では留学能力を備え、高度な研究・教育を行いうる研究者を養成する。 |
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 法律学専攻は、法学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学に必要な専門的知識・能力を具えた人材の育成を目的とするほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的知識・能力を生かして企業実務に従事する人材や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とする。また博士課程後期においては、高度な法学の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を行う能力を有する人材の養成を目的とする。 |
| 社会イノベーション研究科 | 社会イノベーション専攻 | 社会イノベーション専攻は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションの学問横断的な教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、高度職業人として活躍するための高度な専門的知識と幅広い教養を具えた人材を養成することを、また、博士課程後期においては、高度な研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。 |

別表1の2（第6条関係） 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 博士課程前期 | | 博士課程後期 | | 博士課程 |
|--------------|--------------|--------|------|--------|------|------|
| | | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 収容定員 |
| 経済学研究科 | 経済学専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| | 経営学専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| 文学研究科 | 国文学専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| | 英文学専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| | 日本常民文化専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| | 美学・美術史専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| | コミュニケーション学専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| | ヨーロッパ文化専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 10 | 20 | 5 | 15 | 35 |
| 社会イノベーション研究科 | 社会イノベーション専攻 | 10 | 20 | 4 | 12 | 32 |

別表2（第15条関係）（省略）

別表2の2（第20条関係） 博士課程前期の課程修了要件単位数

(1) 経済学研究科

経済学専攻、経営学専攻

研究者コース、専修コース

| | |
|-------------|------|
| 授業科目 | 24単位 |
| 研究指導 | 8単位 |
| 課程修了要件単位数合計 | 32単位 |

(2) 文学研究科

国文学専攻、英文学専攻、日本常民文化専攻、美学・美術史専攻、コミュニケーション学専攻、ヨーロッパ文化専攻

| | |
|-------------|------|
| 授業科目 | 28単位 |
| うち自専攻の授業科目 | 14単位 |
| 研究指導 | 8単位 |
| 課程修了要件単位数合計 | 36単位 |

(3) 法学研究科

法律学専攻

| | |
|-------------|------|
| 授業科目 | 22単位 |
| 研究指導 | 8単位 |
| 課程修了要件単位数合計 | 30単位 |

(4) 社会イノベーション研究科

社会イノベーション専攻

| | | |
|-------------|-------|------|
| 授業科目 | 基盤科目 | 6単位 |
| | 発展科目 | 10単位 |
| | 自研究領域 | 8単位 |
| | 他研究領域 | 8単位 |
| 研究指導 | | 8単位 |
| 課程修了要件単位数合計 | | 32単位 |

別表2の3 (第21条関係) 博士課程後期の課程修了要件単位数

(1) 経済学研究科

経済学専攻、経営学専攻

| | |
|-------------|------|
| 授業科目 | 8単位 |
| 研究指導 | 12単位 |
| 課程修了要件単位数合計 | 20単位 |

(2) 文学研究科

国文学専攻、英文学専攻、日本常民文化専攻、美学・美術史専攻、コミュニケーション学専攻、ヨーロッパ文化専攻

| | |
|-------------|------|
| 授業科目 | 8単位 |
| 研究指導 | 12単位 |
| 課程修了要件単位数合計 | 20単位 |

(3) 法学研究科

法律学専攻

| | |
|-------------|------|
| 授業科目 | 4単位 |
| 研究指導 | 12単位 |
| 課程修了要件単位数合計 | 16単位 |

(4) 社会イノベーション研究科

社会イノベーション専攻

| | | |
|------|-------|------|
| 授業科目 | 自研究領域 | 4単位 |
| | 他研究領域 | 4単位 |
| 研究指導 | | 12単位 |

| | |
|-------------|------|
| 課程修了要件単位数合計 | 20単位 |
|-------------|------|

別表3 (第24条関係) 教員免許状の種類及び教科

| | | |
|---|-----------|--|
| 経済学研究科 | 経済学専攻 | 中学校教諭専修免許状 (社会科) 高等学校教諭専修免許状 (地理歴史科) 高等学校教諭専修免許状 (公民科) |
| 文学研究科 | 国文学専攻 | 中学校教諭専修免許状 (国語科) 高等学校教諭専修免許状 (国語科) |
| | 英文学専攻 | 中学校教諭専修免許状 (英語科) 高等学校教諭専修免許状 (英語科) |
| | 日本常民文化専攻 | 中学校教諭専修免許状 (社会科) 高等学校教諭専修免許状 (地理歴史科) |
| | ヨーロッパ文化専攻 | 中学校教諭専修免許状 (ドイツ語科) 高等学校教諭専修免許状 (ドイツ語科) |
| 中学校教諭専修免許状 (フランス語科) 高等学校教諭専修免許状 (フランス語科) | | |
| 法学研究科 | 法律学専攻 | 中学校教諭専修免許状 (社会科) 高等学校教諭専修免許状 (公民科) |

別表4 (第33条、第34条、第35条、第36条の4関係) 入学検定料及び校納金

入学検定料 35,000円

校納金

ア. 博士課程前期

| 種目 | 年額 | 納入時 |
|-----|--------------|--------|
| 入学金 | 学外者 150,000円 | 入学年度のみ |
| | 学内者 免除 | |
| 授業料 | 570,000円 | 毎年 |
| 施設費 | 65,000円 | 1、2年次 |

(ア) 前期末で修了すること (以下「秋修了」という。)が見込まれる者の校納金については別に定める。

(イ) 本学則第4条第7項に規定する長期にわたる計画的な教育課程の履修が認められた者 (以下「長期履修学生」という。)の授業料 (年額)は、この表に示す額に本学則第4条第1項に規定する標準修業年限を乗じ、当該長期履修学生について入学時に許可された標準修業年限で除した額とする。また、長期履修学生が在学途中でその標準修業年限を短縮することが認められた場合及び本学則第4条第1項に規定する標準修業年限の学生が在学途中で長期履修学生となる場合の授業料の額は、成城大学大学院長期履修学生規則の定めるところによる。ただし、施設費 (年額)については、入学後2年間で納入することとする。

イ. 博士課程後期

| 種目 | 年額 | 納入時 |
|-----|--------------|--------|
| 入学金 | 学外者 150,000円 | 入学年度のみ |
| | 学内者 免除 | |
| 授業料 | 507,000円 | 毎年 |
| 施設費 | 65,000円 | 1、2年次 |

(ア) 秋修了が見込まれる者の校納金については別に定める。

(イ) 長期履修学生の授業料 (年額)は、この表に示す額に本学則第4条第1項に規定する標

準修業年限を乗じ、当該長期履修学生について入学時に許可された標準修業年限で除した額とする。また、長期履修学生が在学途中でその標準修業年限を短縮することが認められた場合及び本学則第4条第1項に規定する標準修業年限の学生が在学途中で長期履修学生となる場合の授業料の額は、成城大学大学院長期履修学生規則の定めるところによる。ただし、施設費（年額）については、入学後2年間で納入することとする。

- (ウ) 本学則第21条に規定する「在学の期間を満了し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学後、3年以上経た」者で、研究指導を受け、博士論文の執筆及び論文審査の申請を目的として再入学する者の校納金については、別に定める。